

「（仮称）市川市客引き行為等禁止条例の骨子（案）」

1 制定の理由

市川市では、これまでに迷惑な客引き行為等について自治会、商店会、警察、市民等と協働して啓発活動を実施してまいりました。

しかしながら、最近では千葉県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」では規制できない居酒屋、カラオケ等の客引き行為等が数多く見受けられるようになり、街の雰囲気悪化や、通行に支障をきたすために、客引き行為全般の禁止を求めるご要望が多く寄せられております。

また、客引き行為等により、さらに新型コロナウイルスの感染が広がることを懸念するご意見もございました。

このことから、本市では、安全で安心な住みよい地域社会の実現のため、迷惑な客引き行為等を禁止する条例を制定いたします。

2 条例の内容（概要）

条例の内容は、目的、用語の定義、市の責務、市民の責務、事業者等の責務、公共の場所における客引き行為等の禁止等、客引き行為等禁止特定地区の指定等、指導及び勧告、命令、調査、公表、関係機関への情報提供、罰則、両罰規定となっています。

（1）目的

市民及び事業者等と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な生活環境の確保を図り、魅力と活力のある安全、安心で快適なまちづくりに寄与することを目的とします。

（2）用語の定義

本文において使用する用語は、次のように定義します。

「公共の場所」・・・道路、公園その他の公共の用に供する場所とします。

「客引き行為等」・・・公共の場所において行われる次に掲げる行為とします。

ア「客引き行為」・・・通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為とします。

イ「客待ち行為」・・・客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為とします。

ウ「勧誘行為」・・・通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為とします。

エ「勧誘待ち行為」・・・勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為とします。

「市民」・・・市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者とします。

「事業者等」・・・営利を目的とする事業を行う法人その他の団体若しくは個人又はそれらの従業者とします。

(3) 市の責務

- ・市は、客引き行為等の禁止について市民及び事業者等の意識の啓発等に努めるものとします。
- ・市は、客引き行為等の禁止に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとします。

(4) 市民の責務

- ・市民は、市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めなければならないものとします。

(5) 事業者等の責務

- ・事業者等は、市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力しなければならないものとします。

(6) 公共の場所における客引き行為等の禁止等

- ・公共の場所において客引き行為等をし、又はさせてはならないものとします。

(7) 客引き行為等禁止特定地区の指定等

- ・市長は、市民が安心して通行し、利用することができる快適な生活環境を確保するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止特定地区として指定することができるものとします。
- ・市長は、特定地区を指定しようとするときは、あらかじめ、必要に応じて指定をしようとする区域の周辺の住民及び関係団体等の意見を聴かななければならないものとします。
- ・市長は、特定地区を指定したときは、市民及び事業者等への周知を図るため、必要な措置を講じなければならないものとします。
- ・市長は、必要があると認めるときは、特定地区の指定を変更し、又は解除することができるものとします。

(8) 指導及び勧告

- ・市長は、特定地区において客引き行為等を行い、又は行かせたと認められる者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができるものとします。
- ・市長は、指導を受けた者が特定地区において更に反復して当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができるものとします。
- ・市長は、指導について、あらかじめ指定する者に行わせることができるものとします。

(9) 命令

- ・市長は、勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その者に対し、勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができるものとします。

(10) 調査

- ・市長は、客引き行為等を行い、若しくは行かせた者に対し、報告を求め、若しくは関係者に対し、質問させることができるものとします。
- ・調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとします。

(11) 公表

- ・市長は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、氏名や住所等を公表することができるものとします。
 - ア 命令に違反した者
 - イ 調査の報告をしない、虚偽の報告や調査を拒む、質問に対して回答しない、若しくは虚偽の回答をした者
- ・市長は、公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならないものとします。

(12) 関係機関への情報提供

- ・市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市民及び事業者等から提供された情報を、関係機関に対し、提供することができるものとします。
- ・市長は、公表された者の営業その他の業務の用に供するための土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された事項を通知することができるものとします。

(13) 罰則

・次に掲げるいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処するものとします。

ア 命令に違反した者

イ 調査の報告をしない、虚偽の報告や調査を拒む、質問に対して回答しない、若しくは虚偽の回答をした者

(14) 両罰規定

・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科するものとします。

3 施行日

令和3年9月1日（予定）

4 担当課及び連絡先

市民部 市民安全課

〒272-0021 市川市八幡2-4-8

(Tel. 047-334-1129、Fax. 047-336-8073)